

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について

今般、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 67 号。以下「改正告示」という。）が公布及び告示され、令和 8 年 6 月 1 日から施行及び適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第 1 財産上の利益の収受による特定の事業者への誘導の禁止に関する事項（改正省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）（以下「新療担規則」という。）第 2 条の 5 の 2 及び改正告示による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）（以下「新療担基準」という。）第 2 条の 5 の 2 関係）

1 改正の趣旨

本改正は、健康保険事業における適正な医療介護連携の推進を図る観点から、保険医療機関が、患者に対して特定の事業者を利用すべき旨の指示等を行う際に、金品その他の財産上の利益を収

受してはならないとする規定を新設したものであること。（以下、第1においては新療担規則第2条の5の2について記載するが、これは新療担基準第2条の5の2についても同様であること。）

保険医療機関が、患者に対し新療担規則第2条の5の2各号に掲げる事業者を利用すべき旨の指示等を行うことの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を受け取ることにについては、特定の事業者への患者誘導につながる蓋然性が極めて高く、また、患者による療養上妥当な事業者の選択を阻害するおそれがあることから、禁止することとしたものであること。この場合において、金品その他の財産上の利益とは、金銭、物品、便益、労務、饗応等を指すものであること。

2 新療担規則第2条の5の2第9号の「併せて利用する事業者」に関する事項

このうち、新療担規則第2条の5の2第9号については、患者が同条第1号から第8号までに掲げる事業者等を利用する際、他の事業者（特別の関係にある事業者をいう。）を併せて利用することの蓋然性が高い場合に、保険医療機関は当該事業者を利用する旨の指示等を行うことの対償として当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受することを禁止する趣旨であり、「併せて利用する事業者」に該当する場合としては、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事業者が該当するものであること。

- (1) 患者が新療担規則第2条の5の2第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事業者を利用するときに、同時に患者が居住する高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム又はマンション等の集合住宅等（以下「高齢者向け住まい等」という。）又は退院後に居住する高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者の事業を利用する場合 当該高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者
- (2) 患者に新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等を紹介・斡旋する事業者により、患者が当該事業者の紹介を受け、紹介先の同条第1号から第8号までに掲げる事業者等を利用する場合 当該紹介・斡旋する事業者

3 新療担規則第2条の5の2第9号の「特別の関係」に関する事項

- (1) 新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者と他の事業者の関係が、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合に、当該事業者と当該他の事業者は特別の関係にあると認められるものであること。
 - (イ) 当該事業者の開設者が、当該他の事業者の開設者と同一の場合
 - (ロ) 当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者と同一の場合
 - (ハ) 当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者の親族等である場合
 - (ニ) 当該事業者の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該事業者が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の事業者をいい、当該他の事業者の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に

限ることとし、具体的には以下の①から⑤までの場合を含むものとする。)

- ① 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等である場合
 - ② 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の子会社等である場合
 - ③ 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の関連会社等である場合
 - ④ 当該事業者又は当該事業者の親会社、子会社等の関連会社（以下単に「関連会社」という。）が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と当該事業者の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合
 - ⑤ 当該事業者又は関連会社が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合
- (2) (1)のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合が該当するものであること。
- (イ) 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置・運営する事業者が、新療担規則第2条の5の2第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合
- (ロ) 新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等が、当該事業者に対して利用者を斡旋すること等を行う事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

4 2及び3の「新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等」とは、次の

(1) から(8)までに掲げる事業を行う者及び施設をいうものであること。

- (1) 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
- (2) 指定特定施設入居者生活介護
- (3) 指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (7) 指定居宅介護支援
- (8) 指定介護予防支援

5 3の「親族等」とは、親族関係を有する者及び次の(1)から(3)までに掲げる者をいうものであること。

- (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第2 処方箋様式に関する事項（新療担規則様式第2号及び第2号の2関係）

1 リフィル処方箋の患者認知度を向上する観点から、処方箋様式にリフィル処方箋の説明を追加

したこと。

- 2 処方箋様式の備考欄のうち、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄について、「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目を設け、当該指示を行うときには、欄に「✓」を記載することができるものとしたこと。
- 3 「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目の欄に「✓」が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下「減数調剤」という。）を、必要に応じて行うものであること。当該指示に基づき減数調剤を行った場合は、保険薬剤師は、手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載するとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「0」とすることはできず、必要な場合には従前のおり、処方医への事前の照会を行うこと。
- 4 保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄の「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」項目の欄に「✓」が記載された処方箋又はいずれにも「✓」が記載されていない処方箋を受け付けた保険薬局において、残薬を確認した場合は、保険薬剤師は、必要に応じて当該処方箋を発行した保険医に照会を事前に行い、その結果に基づき調剤を行うこと。

第3 保険医による投薬又は注射に当たってのバイオ後続品の使用の考慮の努力義務に関する事項（新療担規則第20条第2号ニ及び同条第4号ロ並びに第21条第2号ニ及び同条第4号ロ並びに新療担基準第20条第3号ニ及び同条第5号ロ並びに第21条第3号ニ及び同条第5号ロ関係）
保険医である医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行うに当たっては、バイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならないものとしたこと。

第4 バイオ後続品の調剤の体制に関する事項（改正省令による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2及び第8条第3項並びに新療担基準第29条の2及び第30条第3項関係）

- 1 保険薬局は、バイオ後続品の備蓄に関する体制その他のバイオ後続品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならないものとしたこと。
- 2 保険薬剤師は、保険医がバイオ医薬品の一般的名称を記載する処方箋を交付したときは、患者に対して、バイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならないものとしたこと。この場合において、保険薬剤師は、バイオ後続品を調剤するよう努めなければならないものとしたこと。
- 3 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の効能効果が異なるバイオ医薬品の一般的名称が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、後発医薬品の調剤と同様に、適切な対応を行うこと。
- 4 バイオ医薬品を含む注射薬について処方箋に銘柄名の記載がなされた場合は、保険薬局において処方医に事前に確認することなく含量違い又は類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤すること（変更調剤）はできないことに留意すること。